

平成29年度大阪府委託訓練事業 企画提案公募にかかる質問と回答

(訓練共通)

問)1 平成23年より求職者支援訓練「〇〇〇科」のべ800名以上の受講者に対して指導し、就職率90%以上の訓練を今回の大阪府委託訓練事業企画提案において提案しようと考えておりますが、訓練コース番号、科目名に該当するものがないが提案できないのでしょうか。

また、女性向けキャリアアップ応援科での提案も検討いたしましたが、当訓練科においては男性の訓練生もあり、女性に限定することは不可能だと考えています。また期間においても、現在、求職者支援訓練では4ヶ月訓練を実施しており、3ヶ月に短縮することは訓練生の習得度に無理が生じるおそれがあり4ヶ月訓練が望ましいと考えられるため、他の科目での企画提案ができないのでしょうか。

⇒ 仕様書に記載している「訓練コース番号・科目名・訓練期間・開講月・定員に該当しない訓練を提案することは不可。

また、訓練カリキュラムについては、様式第7-1号、様式第7-2号、様式第7-3号において大阪府が求める「訓練受講生の条件」、「訓練目標」、「仕上がり像」を変更することは不可（「訓練受講生の条件」については追記は可）。

問)2 無料職業紹介事業届出の有無で「有」の場合は、届出番号を記載することとあるが、受理通知には番号の記載もなく大阪労働局職業安定部職業安定課若年者・学生支援係に確認したところ、特に番号はないとの回答をもらっているが番号なしでよいか。

⇒ 受理通知の写しを提出されたい。

なお、様式4-1号の無料職業紹介事業届出の有無の欄の年月日、番号の欄は空欄で差し支えない。

問)3 1次審査における審査で各該当様式による書類審査とは具体的にどのような審査をされるのか。

⇒ 『大阪府委託訓練事業企画提案公募要領』の7ページ以降に記載している「6 審査の方法」を参照されたい。

問)4 11月11日の説明会において、法人名を空欄にする書類を正副の区別なく3-4、4-1、4-3、6-1と復唱されていたが、『企画提案公募要領』の記載と異なるがどちらが正しいのか。

⇒ 『大阪府委託訓練事業企画提案公募要領』の6ページの記載が正しい。

問)5 『チェックリスト』の1ページでは「※原本証明にあたっては、「日付」、「原本の写しに相違ない旨の記載」、「提案者の署名・押印」を行うこと」と記載されているが、11月11日の説明会では住所も記載と発言されていたが、どちらが正しいのか。

⇒ 住所も記載されたい。

なお、原本証明にあたっては、様式第1-1号又は様式第1-2号の「住所」、「機関（法人）名」、「代表者職・氏名」と同一内容で記載し、「日付」については本受付日となるため、仮受付時には空欄で提出されたい。

問)6 仮受付であっても、代表者印押印書類の押印は必須か。

⇒ 仮受付時点では押印は必要としない。

問) 7 『企画提案公募要領』の「3 公募参加資格」の(6)の消費税及び地方消費税を「完納していること」とは、「最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること」と理解してよろしいでしょうか。

⇒ 「消費税及び地方消費税を完納していること」とは、「未納の税額がないこと」とご理解の上、税務署長が発行する、未納の税額がないことの証明書を添付されたい。

問) 8 添付書類の納税証明書について、「税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書」についてですが、提出は「その3の3」のみで宜しいでしょうか。

⇒ お見込みのとおり。

問) 9 審査方法について、平成28年度の審査においては、「R12 経理事務科」は、得点順位3位の企業が選定されているが、審査では、開講月ごとに、得点順位の高い企業が選ばれるのか。

⇒ 本事業では、大阪府が設定する各科目の開講月におけるコース数を充足するまで、総得点最上位の事業者から順に、希望する開講月を充てていく方法をもって事業者選定を行っている。

総得点最上位の事業者が開講を希望しない開講月がある場合、当該開講月については、以下、得点順に事業者の開講希望をふまえて選定することとしている。

問) 10 添付書類について、法人等の全部事項証明書、府・市税証明書の原本については従来通り、発行3か月以内のものの原本および写しということですが、不動産登記における全部事項証明書については3か月以内の規定がされていませんが、変更等がなければ、過去のもの(写し)でも差し支えないのでしょうか。

⇒ 法人登記簿謄本、不動産登記簿謄本、納税証明書については、発行日から3か月以内のものの写しに原本証明をした上で提出されたい。

問) 11 自主事業で人材紹介を行っているが、訓練受講生が紹介企業に就職した場合、企業側からフィーをもらうことは可能か。

⇒ 事業者間の契約に基づく事業の成果として生じる金銭等対価の授受について、大阪府として関知するものではない。

問) 12 提案者と提出者について、弊社は本社が東京にあり、今回提案書を提出するのは「大阪支社 ○○部長」ですが、提案者は法人の代表者でないといけないのでしょうか。提案者を提出者(○○部長)にする事は可能でしょうか。

可能な場合は、委任状は不要でしょうか。また、申請書類に押印する印鑑は、代表者印か○○部長の個人印か、どちらでしょうか。

不可の場合は、提案者＝法人代表者、提出者＝○○部長とし、委任状を提出し原本証明の署名・押印は法人代表者の署名・代表者印の押印、という認識で間違いはないでしょうか。

⇒ 企画提案書の提出を委任することは可。

なお、『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』の1ページ、「様式第1-1号 大阪府委託訓練事業企画提案書」の「住所、機関(法人)名・代表者職・氏名」の内容を参照されたい。

問) 13 添付書類の賃貸契約書について、今現在の契約が 2017 年 3 月 15 日までですが、現在の契約書のみの添付で宜しいでしょうか。(更新予定はあり)

⇒ 賃貸借契約書において、契約更新に関する条項が規定されているなど、訓練期間中に使用可能であることが確認できれば可。

問) 14 チェックリスト (P. 1) <添付書類>⑤に記載されている原本証明の説明では、「複数の訓練科目について提案する場合は、署名・押印した定款の写しを正本に添付」と書かれています。多数の訓練科目を申請する場合、原本証明した押印済の書類をコピーして各訓練科目の正本に添付してよろしいでしょうか。それとも原本証明するすべての書類に押印が必要でしょうか。

⇒ 原本証明した押印済みの書類をコピーして、提案科目の正本に添付されたい。

問) 15 公募要領 (P. 6) (5) 提出方法のアの部分に「次に示す副本の機関名は必ず空欄にしてください。」とあり、該当する様式は「様式第 4-1 号から第 4-4 号まで」と記載されています。しかし、説明会では「様式第 4-1 号及び 4-3 号」と説明されていました。どちらが正しいでしょうか。

⇒ 問 4 の回答を参照。

問) 16 11 月 11 日の説明会で配布された「平成 29 年度 大阪府委託訓練事業日程表」において、離職者等訓練の 10 月開講「4 か月訓練 修了日」が 1 月 26 日に設定されているが、1 月 4 日から毎日 7 時間授業 (認定日 3 時間含む) を実施しても 1 か月の訓練時間が 101 時間にしかない。就職活動日はどうなるのでしょうか。

また、デュアルシステム訓練の 10 月開講も修了日が 1 月 26 日となっており、1 月 4 日から実習を始めて毎日 7 時間の実習をしても 1 か月の訓練時間が 101 時間にしかならず、企業実習の 108 時間に満たないがどう設定すればいいでしょうか。

⇒ 離職者等再就職訓練 (知識等習得コース) については、1 か月あたりの訓練日数及び訓練時間は 16 日以上かつ 100 時間以上確保されるよう設定されたい。

なお、就職活動日について、大阪府では、従来から原則月 1 回以上 (半日又は 1 日) の設定を求めているが、訓練時間確保の都合上、設定が困難な場合はやむを得ないものとする。

また、デュアルシステム訓練における 10 月開講コースについて、11 月 11 日の説明会で配付した「平成 29 年度大阪府委託訓練事業日程表」記載の日程では、ご指摘のとおり、企業実習にかかる必要時間の確保が困難であることから、入校日及び修了日を次のとおり変更する。

(変更前) 入校日 : 9 月 29 日 (金) 修了日 : 1 月 26 日 (金)

(変更後) 入校日 : 10 月 2 日 (月) 修了日 : 1 月 31 日 (水)

問) 17 介護系科目の修了時に取得できる資格等について、取得が出来るよう付加価値を現在検討している段階であり、指定申請が完了していません。平成 29 年度開講時まで申請が完了し実施できる状態を整うことが出来るのであれば、提案の中に加えることは可能でしょうか。可能な場合、その提案提出時に提出が必要なものが何かありますか。

⇒ 企画提案時において、実施できることが確実な内容について提案されたい。

問) 18 『企画提案公募要領』の5ページの「その他の提出資料等」と『チェックリスト』の1ページの添付書類⑤に記載されている、定款の括弧書きについて『企画提案公募要領』では「寄付行為又は学則」とあるが、『チェックリスト』では「寄付行為及び学則」と記載されているがどちらが正しいのでしょうか。

⇒ 定款（寄付行為又は学則）の写し（原本証明必要）を添付されたい。

問) 19 「企画提案公募要領」4-(5)-クに「提案可能数は1科目に対して1事業者1提案とします。複数コースの設定がある科目についても、1事業者1提案しかできません」とあるが、下記<例>の場合が不可という認識で問題ないか。

<例>：「株式会社A」が拠点の異なる「B校」と「C校」を経営

「B校」で「R01_Webクリエイター科」を提案

「C校」でも「R01_Webクリエイター科」を提案

⇒ お見込みのとおり。

問) 20 チェックリストの様式3-1「職業訓練サービスガイドライン研修の受講の実績」について、受講申込は「Eメールの写しと領収書」の添付とあるが両方とも必要か、また実施機関が発行する研修受講票は「メールの写しと領収書」の代替にはならないか。

（申込みはFAX, 支払はネットでの支払い等の場合）

⇒ 受講申込みについて、FAXで申込みをされている場合は、研修実施主体から送付された受講票及び受講料の振込みが確認できる書類の写し（ネットでの支払いの場合は、支払画面を印刷した書類の写し等）を添付されたい。

問) 21 平成29年1月21日、22日に開催される予定の職業訓練サービスガイドライン研修に申込予定であるが、まだ申し込みが開始されていないので、様式第3-1号 訓練実施機関・施設の概要・運営体制で受講申し込みとして提出してよいか。仕様書では特に記載なく必須ではないと認識しているが、実績が無いことで審査において不利になるのでしょうか。

⇒ お示しの日に開催予定の職業訓練サービスガイドライン研修に申込み予定の場合は、「受講実績及び申込実績なし」として提出されたい。

なお、当該研修の受講実績については、『大阪府委託訓練事業企画提案公募要領』の7ページ以降に記載している、「6-(2)-(1) 訓練実施体制（9点）」の運営体制において、加点要素としている。

問) 22 様式3-1号について、職業訓練サービスガイドライン研修は来年の1月分を申込み予定ですが、(11月分は受付終了していましたが)12月以降にしか申込を受け付けておらず、申請時に「受講申込書Eメールと受講料領収書の写し」を提出する事ができません。機構支部の方に事情を説明しましたが、12月以前の申込はできないとの事です。また、11月15日現在、受付日も決定しておりません。どの様にすればよいのでしょうか。

⇒ 問21の回答を参照。

問) 23 訓練実施施設について、建物は自社ビルで独立施設ですが、フロアによって法人が別となっています。学校法人で申請するのですが、使用する教室を別法人の

フロアになる場合、「使用許諾書」のような書類は必要でしょうか。

⇒ 提案を予定する法人が使用可能であることが確認できる書類を添付されたい。

問) 24 様式第3-3の教室面積において、1人当たりの面積を算出する際の定員とは学則上の定員かそれとも訓練事業の定員のことか。また、計の欄の1人当たりの面積は総定員で算出とあったが、本校は今年初めて応募することから、事業としての定員は20名になるが、2年間の人数40名を総定員とするのか。

⇒ 1人当たりの面積の算出にあたっては、訓練時に教室を使用する実際の人数で算出されたい。

また、介護福祉士養成科において、本科生と合同で使用する際の算定については、問52の回答を参照されたい。

問) 25 教室面積について、複数コースにおいて、各月の座学・実習教室が異なる場合、申請時において加対象の基準値を超えていれば、認定後の数値が加対象の基準値を下回っていても減点評価されないのか。

⇒ 教室の面積は、受講生1人あたり1.65㎡以上（小数点第3位を切り捨て）とし、2.00㎡、2.50㎡以上の場合に加点要素としている。

なお、訓練開始時において、企画提案内容と比較して受講生1人あたりの面積が減少するような教室変更は認めない。

問) 26 会場をレンタルスペース等の時間借り等で行うことは可能か。その際、事務室や就職相談室も同じく時間借りという形で設置できるのか。

⇒ 訓練実施施設を賃貸する場合には、教室は「訓練期間中」、事務室や相談室等は「訓練開始日から訓練終了後90日間の就職支援の期間」を含めた期間の賃貸借契約が既に締結されているか、訓練開始日までに締結予定でなければならない。

問) 27 様式3-3号について、「建物の権利関係」欄の、賃貸（用途・使用目的などに教室利用が記載されているか。）についてですが、賃貸契約書には使用目的は以下の様に記載されています。この場合は「有」にあてはまりますか。

「人材派遣、人材紹介業の事務所および研修・セミナー業務」

また、「自習室」ですが、教室を授業終了後18時ごろまで開放する予定ですが、自習室「有」にあてはまりますか。

また、「談話室・コモンスペース」について、休憩時間に自由に利用できるフリースペース（ドアや壁で囲まれてはいない）はありますが、利用できる時間は訓練終了時間までです。「有」にあてはまりますか。

⇒ お示しの「建物の権利関係」の使用目的については、訓練開始日までに大阪府委託訓練事業に合致した使用目的となるよう、貸主と協議されたい。

提案時点において、協議が整っていない場合は、訓練開始時点までに使用目的の変更が完了することを約した書類（借主、貸主双方が記名・押印した「覚書」等）を提出すること。

「自習室」については、訓練終了後に教室を開放し、受講生が最低1時間以上利用できる状態が確保できる場合に「有」として差し支えない。

また、「談話室・コモンスペース」については、訓練施設内に、常時5人以上が座ることができる座席とテーブルが配備されている場合に「有」として差し支えない。

問) 28 様式第3-3号の(6)訓練実施施設概要「教室面積等」の「同一教室を使用するほかの提案科目・開講月」について、「科目名と開講月を記入してください」と説明があったが、例年通り「訓練コース番号と開講月」(例 R-01・6月)」と記入してもいいでしょうか。

⇒ お見込みのとおり。

問) 29 介護職員初任者養成研修の入浴実習室使用について、弊社は賃貸契約のビルの1階にありますが、入浴実習をビル内にある同法人グループの介護福祉専門学校(同ビル3階)で実施する場合(同ビル所有者と介護福祉専門学校が、賃貸契約を締結しています)、弊社は、大阪府へ介護職員初任者研修指定申請時に、講義・演習室使用承諾書と平面図を提出しましたが、公募の添付書類は、講義・演習室使用承諾書と平面図(3階入浴実習室)でよろしいでしょうか、介護福祉専門学校が締結している賃貸契約書も必要でしょうか。

⇒ お示しの「講義・演習室使用承諾書」に加え、賃貸借契約書の写しも提出されたい。

問) 30 昼食休憩について、70分は認められないでしょうか。

⇒ 昼食休憩は45分から60分の設定とされたい。

問) 31 『チェックリスト』の様式第4-1号就職支援体制において、就職支援責任者はジョブ・カード登録証について、「今年度、本委託訓練を受託していない事業者については、訓練開講までに取得することを条件として、取得予定年月日を記入すること」とあるが、必須でしょうか。

『仕様書』では1名以上配置とあるが、どちらが正しいのか。

⇒ 就職支援責任者又は就職支援担当者のうち1人は、ジョブ・カード講習を修了し、有効な「ジョブ・カード講習登録証」又は「ジョブ・カード作成アドバイザー証」を有する者であることが必要。

なお、企画提案時に「ジョブ・カード講習登録証」又は「ジョブ・カード作成アドバイザー証」を有する者がいない場合には、訓練開講までに取得することを条件として、取得予定年月日を記載されたい。

問) 32 就職支援実施担当者の勤務時間は1年間の変形労働時間制を採用している場合はどのように記載すればよいか。

⇒ 所管の労働基準監督署へ届出をした労使協定の内容に基づき、企画提案を予定している開講コースの訓練期間及び訓練終了後の就職支援期間(90日間)の期間における週又は月の勤務日数の平均を記載されたい。

問) 33 様式4-1の記載の就職支援担当者について、現在弊社の同法人グループの介護福祉専門学校で委託訓練(介護福祉士養成科)を実施しており、就職支援担当者がありますが、平成29年度の委託訓練で弊社の就職支援担当者に就かせる予定である場合、提案受付時において、弊社の就職支援担当者として配属しておかなければならないでしょうか、また、平成29年度の実施時まで配属しておればよいでしょうか。

⇒ 訓練開始日までに配置されていればよい。

問) 34 介護福祉士養成科『仕様書』の12就職支援の実施の(9)の「訓練受講生が求人情報を検索できるよう、専用パソコンを1台以上設置すること。」とあるが、求人情報を検索できる専用パソコンの定義は、ハローワークの求人情報オンラインサ

ービスが利用できることか。

ハローワークの求人情報オンラインサービス登録利用が必須か。本校の求人情報の検索並びにインターネット上の情報は検索できるようになっているがそれでは基準に満たないのか。

⇒ インターネットに接続され、求人情報が検索できる専用パソコンを1台以上設置されたい。

厚生労働省の「ハローワーク求人情報オンラインサービス」の登録の有無を問うものではない。

問) 35 就職の定義はなにか。フリーランスとしての個人事業開設なども就職とみなすか。

⇒ 質問の主旨が、離職者等再就職訓練（知識等習得コース）における就職支援実施委託費の支払基準に関する就職者についての問いであるならば、『離職者等再就職訓練（知識等習得コース）仕様書』の8ページ(14)を参照されたい。

問) 36 チェックリスト (P. 5) 様式第4-1号の内容について「資格名の欄に『キャリアコンサルタント』と記入すること」と記載されているが、様式には資格の種類を記載する欄がなくなっている。「□有」の右側に記入すればいいでしょうか。

⇒ キャリアコンサルタントの資格の有無について、いずれかの□をチェックまたは塗りつぶすこと。（「キャリアコンサルタント」の記載は不要）

問) 37 講師の要件について、定員15人を超えた場合、講師（サブ講師）がもう一人必要となるが、その講師も教壇に立ち説明する講師（メイン講師）と同等の資格及び実績が必要なのか。サブ講師も申請時の講師名簿へ記載する必要はあるか。

⇒ 『仕様書』に記載のとおり、講師は、職業訓練指導員免許を有する者、職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者又は同等の能力を有すると認められる者であることが必要。

また、講師はすべて様式第5号（講師名簿）に記載されたい。

問) 38 講師要件について、訓練実施責任者又は事務担当者は、訓練校が上記質問のサブ講師として承認した場合には、定員15人を超えた場合の講師（サブ講師）として担当することは可能か。

⇒ 問37の回答を参照。

なお、講師と苦情処理責任者との兼務は認めない。

問) 39 様式8-1号について、年2回計6ヵ月の訓練ですが、1コース3ヵ月間の経費を記載すればよろしいのでしょうか。

また、指導員経費とは、講師料の事でしょうか。

また、施設設備料の施設とは、訓練生が主に使用する教室のみを指しますか。それとも、訓練生と個別面談を行う際にだけ使用する面談室や、訓練生が入ることのない事務所等を含んだ施設全体のことでしょうか。

⇒ 提案を予定している科目1コースにかかる経費について見積書を作成されたい。

なお、指導員経費とは講師の人件費などにかかる経費であり、施設設備利用料とは、訓練を実施するにあたって必要となる施設、設備の利用に係る経費を意味する。

問) 40 チェックリスト (P. 9) 様式第 7-1 号「科目、科目の内容、時間」の上から 9 行目「仕様書 7 又は 8 に掲げるコースで「ひとり親家庭の父母優先枠」のうち「基礎科」及び【40 歳以上 65 歳未満の方対象】コース (中略) 訓練開始当初に 12 時間、訓練終了直前に 6 時間以上設けるよう配慮する」と記載されているが、様式第 7-1 号を作成する場合、デュアルシステム訓練の「訓練導入前講習」のように、訓練内容の一番上に区別して記載するべきでしょうか。それとも就職支援の欄に含めた記載でかまわないでしょうか。

⇒ 問 48 の回答を参照されたい。

(離職者等再就職訓練)

問) 41 本校は、通信制の介護福祉士実務者研修コース (6 か月) を持っているが、R06 の介護福祉士実務者研修科は通信制でも開講することができるのか。
それとも、平日週に 5 日間通学するような、通学制の実務者研修でなければならぬのか。

⇒ 通信制での開講は不可。通学制として提案されたい。

問) 42 R06 の介護福祉士実務者研修科 (6 か月) のコースを申請するにあたり現在は通信制の実績しかないのですが、公募申請は可能でしょうか。

⇒ 通信制の実績しかない場合でも、介護員養成研修等の事業者として大阪府の指定を受けているのであれば提案可能。

ただし、今回募集する訓練を通信制で開講することは不可。

問) 43 自由提案科目について、国家資格取得 (経理士や社労士) を 1 日 6 コマみっちり試験対策の勉強をして、国家試験に合格を目指すようなコース (もちろん就職支援のコマは入れていく) の設定は可能か。

⇒ 『大阪府委託訓練事業企画提案公募要領』1 ページ 1-(1) に記載のとおり、本事業の趣旨・目的は「離職者や求職者の早期就職の支援」である。

よって、仕様書に定める訓練内容、訓練スケジュール等に沿ったもので、かつ様式第 7-1 号で示す訓練受講生の条件、訓練目標、仕上がり像を達成できる内容であれば提案可能。

問) 44 離職者訓練カリキュラムにおいて、1~2 日間の現場実習を設定しても差し支えないか。

⇒ 離職者等再就職訓練 (知識等習得コース) の科目については、原則、座学訓練を想定したものであり、現場実習の設定は不可。

ただし、「仕様書」記載の R03~R06、R30 の科目においては、企業等で実施する介護実習を設定することは可。この場合、介護実習を行う期間は、対象となる受講生が負傷した場合などに備えて、労災保険に原則加入させることが条件となる。

なお、介護実習を演習形式 (講師が行う実習を観察して学ぶ) で行う場合は、この限りでない。

問) 45 8月開始の「電気工事士養成科」の場合、年2回の国家試験(2回目9月30日実施)の願書受付が6月15日から6月28日となり選考試験(6月29日)の時にお知らせするのでは間に合いません。願書を提出してなければ、翌年6月まで受験できなくなります。ハローワークで受付けをされるときに申込者にお知らせするなどのご配慮はしていただけるのでしょうか。また、学校への選考受付時に案内することは可能でしょうか。

⇒ 8月開講の受講生募集は平成29年5月26日(金)から同年6月12日(月)の間に行う予定。

大阪府が作成する募集案内記載の内容については、事前周知する方向で今後検討する。

なお、訓練実施施設において、募集期間内に応募を検討される方を対象とした事前説明会を最低2回開催していただくことから、その際に、国家試験受験に関する情報を案内することは可。

問) 46 「平成26年度、平成27年度に実施した大阪府主催の委託訓練における就職状況」について、弊社では平成26年度及び平成27年度ともにデュアルシステム訓練の「Java プログラマ養成科」を開催した実績があります。今回、平成29年度大阪府委託訓練においては、大阪府デュアルシステム訓練に「Java プログラマ養成科(実践科)」がなく、離職者等再就職訓練の「プログラマ(Java)養成科」に統合されたと伺っております。

今回「プログラマ(Java)養成科」で提案を予定しておりますが、就職状況に関しての提出書類は「様式第4-2号のア」となり、公募要領P8~P9 6(3) 公的職業訓練就職率は②での審査基準となるのでしょうか。もしくは、「様式第4-2号」で提出し、①での審査基準となるのでしょうか。

⇒ 様式第4-2号で作成されたい。『大阪府委託訓練事業企画提案公募要領』8ページに記載する(3)公的職業訓練就職率は「①の場合」の審査対象とする。

なお、『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』に記載のない下記の科目についても同一科目として同様に取り扱う。

- ・「OAスペシャリスト科」＝「OAスペシャリスト実践科」
- ・「メディカルアシスタント実践科」＝「医療クラーク養成科」、「医療クラーク・調剤実践科」

問) 47 【託児付】の科目については、正本・副本について従来通り、【託児付・託児なし】とし正・副 計4つの申請書等の制作が必要でしょうか。また、「ひとり親家庭の父母優先枠」についても「ひとり親家庭の父母優先枠付・託児付」「ひとり親家庭の父母優先枠なし・託児なし」のように申請書等を制作する必要はありますか。

⇒ 『離職者等再就職訓練(知識等習得コース)仕様書』の科目名に【託児付】【ひとり親家庭の父母優先枠付】と記載している科目は、「託児サービスが利用可能であること」と「ひとり親家庭の優先枠付」が必須。

問) 48 『離職者等再就職訓練（知識等習得コース）仕様書』の5ページの訓練内容に記載されている、「ひとり親家庭の父母優先枠」のうち、「基礎科」（R10、R12、R15）及びR05、R16、R28～R30のコースにおいては、就職支援に関する総訓練時間を24時間以上とし、・・・（省略）・・・訓練の開始当初に12時間、訓練直前に6時間（計18時間）以上設けるよう配慮すること。」となっておりますが、これは、訓練スケジュールに対する内容であり、申請書のカリキュラム段階においては、就職支援欄で、上記内容12時間と6時間の計18時間を設定し、かつ、その他の支援等で24時間以上設定するという理解でいいでしょうか。また、その他の訓練についても同等の理解でよろしいでしょうか？

⇒ お示しのコースについては、様式第7-1号のカリキュラムにおいて、就職支援に関する総訓練時間を24時間以上とした上で、そのうち18時間以上を「社会人基礎力」及び「コミュニケーション能力」の向上と「ビジネスマナー」等に関する内容で設定されたい。

問) 49 離職者等再就職訓練において企業実習をメニューに入れることは可能か。また、訓練の中に企業実習を入れる場合、コマ割り（50分ごとに休憩）は融通可能か。

⇒ 問44の回答を参照。

問) 50 若年者向けビジネススキルアップ科は、特定の業種に絞った就職支援にしなければならないか。それとも職種や業種を絞らない求人に対しての応募という形でも良いか。

⇒ 就職先は、特定の業種に限定するものではない。

企画提案にあたっては、様式第7-1号の「就職先の職務・仕事」欄に記載する「事業分野・職種」と、様式第4-3号に記載する「訓練期間中の受講生や訓練修了後の修了生に対する就職支援内容」について、両様式記載内容の整合性に留意されたい。

（介護福祉士養成科）

問) 51 訓練時間について、2年間で1850時間とあるが、1年間、1か月、1日等の期間ごとに学習時間の規定はないか。

⇒ 2年間で1,850時間とする以外の学習時間の規定は設けていない。

問) 52 様式第3-3号の「教室面積等」について、1人あたりの面積は、訓練生定員20名及び本科生20名の計40名定員で使用予定の場合、教室面積に対して40名にて算出でよいか。例) 教室100㎡÷(訓練生20名+本科生20名)=2.5㎡

⇒ お見込みのとおり。本科生と合同で使用する場合には、本科生の定員を含めた定員で一人当たりの面積を算出されたい。

問) 53 様式第7-3号においてチェックリストに安全衛生について科目に関連した内容で3時間設定すること。と記載があるが、該当の内容については介護の基礎で講義を行っているが、それとは別に時間の設定が必要ということか。また、「受講生の就職後を見据え、働くことの基本ルールに関する講義を3時間設定すること」とあるが就職講義の中で包括しており、それとは区別して記載する必要があるのか。

⇒ 「安全衛生」、「働くことの基本ルールに関する講義」を、他の科目に含んで実施予定であれば、様式第7-3号委託訓練カリキュラムの科目の内容欄に、「安全衛生3時間」及び「働くことの基本ルールに関する講義3時間」を含む旨を記載されたい。

問) 54 本校の本科生の授業は90分授業を4時限実施しているが、指定の開講時間と違うが時間帯を変更しなければ、委託を受けることはできないのか。

⇒ 介護福祉士養成科については、本科生と同じクラスに編入して実施することを可としており、1時限あたりの訓練時間は、介護福祉士養成施設の指定を受けた本科生と同じ開講時間で実施することとして差し支えない。

問) 55 仕様書に記載されている「9 訓練スケジュール」の(2)の入校式は平成29年4月3日、修了式を平成31年3月29日に実施とあるが、学校の行事として行う入学式、卒業式とは別に本訓練事業の行事として実施することは必須か。

⇒ 本委託訓練における介護福祉士養成科の入校式では、訓練受講にあたっての諸注意・施設紹介・講師紹介・訓練の進め方、ハローワークの手続き等についての訓練受講者への説明が必要。

また、修了式では、職業訓練にかかる修了証書の授与の他、訓練の満足度調査、就職状況報告の提出、ハローワークの利用等についての説明が必要であることから、本科生と合同で行う入学式、卒業式にかかわらず、指定する日に実施すること。

問) 56 『仕様書』の4ページの「14 養成施設における訓練生の位置づけ」に「付帯教育の別科生として受け入れること」とされているが、修了時は卒業ではなく修了証書を発行するのか。また、該当訓練事業の訓練修了者は介護福祉士として、施行規則第19条の1項の何号に該当するのか。他に該当する条文があるか。

⇒ 修了時には、職業能力開発促進法（昭和44年7月18日法律第64号）第22条に規定する修了証書の交付並びに社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4に規定する内容を全て修得したことを証明する証明書の交付が必要。

また、訓練修了者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）39条第1項に規定する介護福祉士となる資格を有する者となる。